



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年2月14日(火) 第10074号

目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○道路の供用開始(同)	2
○道路の区域変更(同)	2
<b>公 告</b>	
○土地改良事業の換地処分の届出(農村整備課)	3
○道路位置の指定(建築課)	3
<b>監査委員公告</b>	
○監査結果の公表	3
○同	8
○同	10
○同	15

■ 告 示

◎群馬県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	407号	太田市熊野町4番の11地先から同市スバル町1番地先まで	前	8.5～15.0	75.5
			後	8.7～17.9	75.5

◎群馬県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	407号	太田市熊野町4番の11地先から同市スバル町1番地先まで	令和5年2月14日

◎群馬県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	麦倉川俣停車	邑楽郡明和町新里624番の4地先か	前	6.9～11.0	268.7

場線	ら同郡同町中谷124番の2地先まで	後	8.5~29.1	268.7
----	-------------------	---	----------	-------

**■ 公 告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同法第96条の4第1項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和5年2月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 処分者の名称 川場村
- 2 土地改良事業の名称 川場村営上宿原土地改良事業 上宿原地区
- 3 処分年月日 令和5年1月12日

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路を指定した。

令和5年2月14日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	佐波郡玉村町大字上新田字角南裏1687-7	延長 45.09 幅員 6.15 ~6.73 有効幅員 6.00 ~6.58	群馬県指令前土第304-19号 令和5年1月11日

**■ 監査委員公告**

◎監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年2月14日

群馬県監査委員 林 章  
同 石原 栄一  
同 金井 康夫  
同 安孫子 哲

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査の対象

(1) 監査対象年度 令和3年度会計(前年度監査基準日の翌日から令和4年5月31日まで)  
令和4年度会計(令和4年4月1日から監査基準日まで)

(2) 監査対象機関 地域機関等40機関

4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。

6 監査結果の概要

- (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) なし
- (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 5件
- (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし

7 機関別監査結果

(1) 中部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋行政県税事務所 (令和4年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎行政県税事務所 (令和4年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 北群馬渋川振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
渋川行政県税事務所 (令和4年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻行政県税事務所 (令和5年1月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果

利根沼田行政県税事務所 (令和5年1月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
----------------------------	------------------------------

## (5) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
自動車税事務所 (令和4年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (6) 地域創生部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
自然史博物館 (令和4年12月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (7) 生活こども部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
女性相談所 (令和5年1月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま学園 (令和5年1月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (8) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
計量検定所 (令和4年12月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
群馬産業技術センター (令和4年12月23日)	(注意事項) 地方公共団体が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に限られており、このうち、随意契約によることができる予定価格の限度額は、同項第1号及び群馬県財務規則第188条で定められており、委託契約については100万円を超えないものとされている。 当該機関は、予定価格1,030,700円(税込)の東毛産業技術センター緑地管理業務の委託契約について、令和4年5月23日付けで随意契約を締結したが、随意契約によることができる予定価格の限度額を超えていた。

## (9) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
管理総合事務所	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(令和5年1月11日)	
東毛工業用水道事務所 (令和5年1月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県央第一水道事務所 (令和5年1月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県央第二水道事務所 (令和5年1月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (10) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
心臓血管センター (令和5年1月19日)	<p>(注意事項)</p> <p>地方公営企業が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に該当する場合に限られており、物品の購入について随意契約をしようとする場合は、群馬県病院局財務規程第151条第1項で、予定価格が10万円未満の契約をするときなどを除き、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、予定価格の合計額が134,970円の物品(事務用品)の購入において、同一日に2回に分けて、それぞれの予定価格が10万円未満の契約であるとして契約の手続きを行い、3人以上の者から見積書を徴さずに随意契約をしていた。</p>

## (11) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部教育事務所 (令和5年1月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻教育事務所 (令和5年1月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根教育事務所 (令和5年1月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
総合教育センター (令和5年1月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
図書館 (令和5年1月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
生涯学習センター (令和5年1月24日)	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第211条において、物品の管理に関する事務を行う職員は、善良な管理者の注意をもって、その事務を行わなければならないとされている。また、同規則第213条第1項において、備品については、備品管理台帳に取得年月日、名称及び保管場所等の事項を記録しておかなければならないとされている。</p> <p>当該機関では、事務調査日(令和4年11月17日)時点において、備品管理台帳に記録されている備品537点のうち、30点について、同台帳の保管場所で現物を確認することができなかった。</p>

北毛青少年自然の家 (令和5年1月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
勢多農林高等学校 (令和5年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋工業高等学校 (令和5年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋商業高等学校 (令和5年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生高等学校 (令和5年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生工業高等学校 (令和5年1月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎興陽高等学校 (令和5年1月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎工業高等学校 (令和5年1月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎商業高等学校 (令和5年1月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田高等学校 (令和5年1月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田東高等学校 (令和5年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田女子高等学校 (令和5年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根実業高等学校 (令和4年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
しろがね特別支援学校 (令和5年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎特別支援学校 (令和5年1月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田特別支援学校 (令和4年12月21日)	(注意事項) 群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、常時必要とする経費を除き、前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、令和4年7月25日に資金前渡された安全運転管理者講習手数料4,500円について、事務調査日(同年1月11日)現在において、用件終了後10日を超えていたが、前渡金の精算を行っていなかった。
館林特別支援学校 (令和5年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川特別支援学校 (令和4年12月21日)	(注意事項) 群馬県教育財産等事務取扱規程(以下「規程」という。)第25条において、教育財産の用途を廃止しようとするときは、用途を廃止しようとする理

由及び時期等を記載した文書に係る図面を添えて決裁を受けるものとされている。  
 当該機関は、教育財産（工作物）である焼却炉を令和4年8月に解体したが、規程第25条で定める用途の廃止手続を行っていなかった。

◎監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年2月14日

群馬県監査委員 林 章  
 同 石原 栄一  
 同 金井 康夫  
 同 安孫子 哲

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和3年度会計及び令和4年度会計
  - (2) 監査対象機関 県庁等1機関及び地域機関等9機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。  
 特に、工事については、計画、設計、積算、契約、施工及び管理の各段階にわたり、適正に行われているかを主眼に、技術的見地から監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 直前に通告の上、事務調査日に所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。また、工事について現地の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 1件
  - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 1件
  - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 機関別監査結果
  - (1) 中部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
伊勢崎土木事務所 (令和5年1月12日)	(指摘事項) 群馬県県土整備部が行う道路照明柱の設置にあたっては、道路照明施設設置基準等に準拠した安定計算等を行う必要がある。 当該機関が発注した道路照明柱更新工事において、適切な安定計算が行われていなかったため、6基の道路照明柱の設計が適正を欠くものとなっていた。



## (2) 北群馬波川振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
渋川森林事務所 (令和4年10月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川土木事務所 (令和4年9月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (3) 高崎安中振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
西部農業事務所 (令和4年10月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (4) 東部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
太田土木事務所 (令和4年10月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (5) 生活こども部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
ぐんま学園 (令和4年9月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (6) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
管理総合事務所 (令和4年9月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (7) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
管理課 (令和4年12月7日)	(注意事項) 群馬県教育委員会が行う建築工事等の積算で適用している「群馬県建築工事共通費積算基準」及び「群馬県建築工事積算要領」では、共通費の算定は工期を用いることとされている。 当該機関は、発注した4箇所の工事の積算において、工期を6.2か月と

	すべきところを7.0か月、7.7か月とすべきところを8.0か月、7.9か月とすべきところを8.0か月、6.9か月とすべきところを7.0か月として共通費を算定していた。このため、工事価格がそれぞれ1,150,000円、250,000円、120,000円及び100,000円の過大積算となっていた。 また、2箇所の工事の積算において、工期を5.1か月とすべきところを4.0か月、8.4か月とすべきところを8.0か月として共通費を算定していた。このため、工事価格がそれぞれ700,000円及び590,000円の過小積算となっていた。
ぐんま天文台 (令和4年9月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生高等学校 (令和4年9月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年2月14日

群馬県監査委員 林 章  
同 石原 栄一  
同 金井 康夫  
同 安孫子 哲

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等に係る監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和3年度会計
  - (2) 監査対象団体 17団体
- 4 監査の主眼 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) なし
  - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 2件
  - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 7 団体別監査結果

監査対象団体	群馬県公立大学法人
監査年月日	令和4年12月22日

監査対象とした 財政的援助等の 内容	知事戦略部、健康福祉部 (1) 県出資金 1,500,515,000円(県出資比率 100.0%) (2) 補助金 8,503,000円 ・群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (看護師特定行為研修支援事業(特定行為研修機関設置支援事業)) (3) 交付金 1,594,264,600円 ・群馬県公立大学法人運営費交付金 ・群馬県公立大学法人授業料等減免交付金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県教育文化事業団
監査年月日	令和4年11月1日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	地域創生部、教育委員会 (1) 県出資金 261,100,000円(県出資比率 99.8%) (2) 補助金 61,140,373円 ・群馬県教育文化事業団運営費補助金 ・高等学校等奨学金貸与事業の運営費に係る補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県スポーツ協会
監査年月日	令和4年12月16日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	地域創生部、企業局 (1) 県出資金及び出資金 502,700,000円(県出資比率 68.9%) (2) 補助金 238,388,030円 ・群馬県スポーツ振興費補助金 (群馬県スポーツ協会運営費補助、競技力向上対策費補助、国民体育大会関東ブロック大会開催負担金補助、国民体育大会入場行進飾花等作成費補助、国民体育大会派遣費補助、国民体育大会関東ブロック大会派遣費補助) (3) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県総合スポーツセンター(ALSOKぐんま総合スポーツセンター) 指定管理料 233,343,000円 (利用料金制) ・群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク(高崎健康福祉大学伊香保リンク) 指定管理料 145,766,247円 県への納付金 19,775,903円
監査の結果	(注意事項) 当該団体は、指定管理者として、群馬県総合スポーツセンター伊香保リンクの管理及び運営に関する基本協定書第5条第1項第6号の規定に基づき施設等の維持管理に関する業務を行い、水道施設の保守点検業務については、同協定書第26条により、専門の事業者 に委託をしている。 当該団体が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、公益財団法人群馬県スポーツ協会会計規程第31条第1項各号に該当する場合に限られており、このうち、随意契約によることができる予定価格の限度額は、同項第7号で定められており、委託契約については100万円を超えないものとされている。 当該団体は、予定価格1,166,000円(税込)の水道施設の保守点検業務の委託契約について、令和3年6月1日付けで随意契約を締結したが、随意契約によることができる予定価格の限度額を超えていた。

監査対象団体	社会福祉法人群馬県社会福祉事業団及び群馬県ビルメンテナンス協同組合の共同体
監査年月日	令和4年10月28日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	地域創生部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県立ふれあいスポーツプラザ 指定管理料 137,130,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	学校法人共愛学園
監査年月日	令和4年11月11日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	生活こども部 (1) 補助金 602,039,316円 ・群馬県私立学校教育振興費補助金(高等学校分) ・群馬県高等学校等就学支援金及び事務費補助金 ・群馬県私立高等学校授業料等支援事業補助金 ・群馬県私立高等学校等入学金減免事業補助金 ・群馬県私立高等学校等修学旅行キャンセル料等支援事業費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県児童健全育成事業団
監査年月日	令和4年11月18日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	生活こども部 (1) 県出捐金 30,000,000円(県出資比率 66.7%) (2) 公の施設の管理(指定管理) ・ぐんまこどもの国児童会館 指定管理料 150,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人群馬県社会福祉事業団
監査年月日	令和4年12月7日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県立障害者リハビリテーションセンター 指定管理料 0円 (利用料金制) ・群馬県立義肢製作所 指定管理料 10,450,000円 (利用料金制) (2) 補助金 2,519,000円 ・群馬県障害福祉分野のICT導入モデル事業費補助金 ・群馬県障害福祉分野のロボット等導入支援事業補助金 ・群馬県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業費補助金 ・群馬県診療・検査外来設備整備事業費補助金
監査の結果	(注意事項) 当該団体は、指定管理者として、群馬県立障害者リハビリテーションセンターの管理及び運営に関する基本協定書第5条の規定に基づく、管理運営の業務に当たり、次のとおり、誤りがあった。

	<p>(1) 同協定書第26条により、電話交換機保守管理業務については、専門の事業者に委託をしている。当該団体が、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、社会福祉法人群馬県社会福祉事業団経理規程第73条において、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定めるとされている。 当該団体は、電話交換機保守管理業務に係る委託契約を締結したが、予定価格を定めていなかった。</p> <p>(2) 同協定書第20条において、指定管理業務等の実施状況及びセンターの利用状況並びに利用料金の収入の状況等を記載した月例報告書を毎月作成し、当該月の翌月10日までに、提出しなければならないとされている。 当該団体は、令和3年2月分の月例報告書の提出から事務調査日（令和4年10月14日）現在までに、月例報告書の作成及び提出をしていなかった。</p>
--	--

監査対象団体	公益社団法人前橋積善会（前橋東看護学校）
監査年月日	令和4年10月31日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 補助金 18,309,000円 ・群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 （看護師等養成所運営事業、看護師等養成所施設・設備整備事業）
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人尾瀬保護財団
監査年月日	令和4年10月17日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	環境森林部 (1) 県出捐金 545,328,656円（県出資比率 36.8%）
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	利根沼田森林組合
監査年月日	令和4年11月10日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	環境森林部、利根沼田振興局 (1) 補助金 101,768,877円 （うち44,102,912円は令和2年度からの繰越分） ・群馬県間伐総合対策事業補助金 （緊急間伐促進対策事業） ・群馬県民有林造林事業補助金 （森林環境保全直接支援事業、造林推進対策事業） ・群馬県林業作業道総合整備事業補助金 ・群馬県林業再生緊急路網整備事業補助金 ・群馬県林業機械設備リース導入支援事業補助金 ・群馬県放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業補助金 （放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業） (2) 貸付金 新規貸付 30,000,000円 残高 0円 ・群馬県林業振興資金 （森林吸収源対策推進資金） (3) 公の施設の管理（指定管理）

	・21世紀の森 指定管理料 12,096,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県農業公社
監査年月日	令和4年10月28日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 県出捐金 314,000,000円(県出資比率 49.8%) (2) 補助金 105,961,000円 ・群馬県農地集積・集約化対策事業費補助金 ・群馬県就農促進支援事業費補助金 (3) 損失補償 実行額 0円 残高 32,779,580円 ・担い手支援資金の融通に関する損失補償
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県園芸協会
監査年月日	令和4年10月20日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 補助金 10,000,000円 ・群馬県蚕糸園芸振興事業補助金 (園芸農作物振興対策事業費補助)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県中小企業団体中央会
監査年月日	令和4年11月11日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 補助金 131,130,000円 ・群馬県中小企業連携組織対策事業費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	株式会社みなかみ宝台樹リゾート
監査年月日	令和4年10月5日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・宝台樹スキー場 指定管理料 3,555,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県住宅供給公社
--------	-----------

監査年月日	令和4年11月8日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部 (1) 県出資金 30,000,000円（県出資比率 75.4%） (2) 負担金 15,614,040円 ・地方職員共済組合団体共済部負担金 (3) 貸付金 新規貸付 1,180,800,000円 残高 0円 ・群馬県住宅供給公社貸付金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	グリーンクラフトマン株式会社
監査年月日	令和4年10月12日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部、高崎安中振興局 (1) 公の施設の管理（指定管理） ・群馬県立公園群馬の森 指定管理料 36,000,000円 （利用料金制）
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公立学校共済組合群馬支部
監査年月日	令和4年10月28日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	教育委員会 (1) 補助金 69,362,168円 ・公立学校共済組合群馬支部福祉事業補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年2月14日

群馬県監査委員 石原 栄一  
 同 金井 康夫  
 同 安孫子 哲

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等に係る監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和3年度会計

## (2) 監査対象団体 1団体

- 4 監査の主眼 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査委員の除斥 本件の監査において、林章監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により監査に加わらなかった。
- 7 監査結果の概要
- (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) なし
- (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) なし
- (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 8 団体別監査結果

監査対象団体	公益財団法人群馬県私学振興会
監査年月日	令和5年1月11日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	生活こども部 (1) 県出捐金 100,000,000円(県出資比率 41.8%) (2) 補助金 210,029,840円 ・群馬県私立学校教職員退職金資金等補助金 ・群馬県私学団体研修事務費等補助金 (3) 貸付金 新規貸付 40,000,000円 残高 0円 ・群馬県私学経営安定資金貸付金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111